

# 平成28年熊本地震による被災者の医療

平成28年熊本地震に関する、被災者の診療、窓口対応、診療報酬等の取扱いについて、以下の通りまとめました。

なお、この内容は平成28年4月26日現在で判明している取扱いを示したものです。また本文書記載の根拠となった、厚生労働省発出の事務連絡等については、保団連ホームページの「平成28年熊本地震特集」に掲載していますのでご参照をお願い致します。

(<http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/>)

全国保険医団体連合会

## I. 被災者が受診した場合の取扱い

### ■被保険者証や公費負担医療受給者証が無くても診療できます

#### 1. 保険診療を受ける際の原則

保険診療を受ける際には、原則、被保険者証等の提示が必要になるため、確認は記載内容に基づいて通常と同様に取り扱います。

#### 2. 患者が被保険者証を提示できない場合

平成28年4月の熊本県熊本地方の地震による被災に伴い、患者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合は、以下の取扱いとなります。

##### (1) 社保の取扱い

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

##### (2) 国保又は後期高齢者医療の患者

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）、国保組合の患者の場合は組合名を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

##### (3) 公費負担医療の受給者である場合

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより受診できます。また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

(4) 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等対象患者

＜次の手帳の対象患者が受診した場合の取扱い＞

◇水俣病被害者手帳

◇水俣病認定申請者医療手帳

◇水俣病要観察者等医療手帳

◇メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳

◇石綿健康被害医療手帳

各制度の対象者であることの申出を受けて、氏名、生年月日、住所、手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診に係る、診療を行うことが出来ます。

(5) 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に規定する受給者証—法 12 条第 1 項に規定する定期検査及び法 13 条第 1 項に規定する母子感染防止医療の受給者証を提示できない場合の取扱い

① 定期検査等受診時における取扱い

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において受給者証の交付を受けているものであることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できます。

② 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱い

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に 8 桁の公費負担者番号（62130018）を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求します。

また、受給者番号（7 桁）が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

### 3. かかりつけの医療機関等で診療を受けられず既往歴や服薬の情報を把握できない場合

(1) 熊本県内の被保険者が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。

(2) その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がいらっしゃいますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、熊本県国保連合会（又は国保中央会）及び支払基金熊本支部（又は基金本部）からその方の罹患情報を提供する取扱いが示されました。

※なお、この取扱いは、今回の熊本地震に限定した取扱いとなります。また個人情報保護の取扱いについては十分に留意することが示されています。

＜熊本県国保連合会＞	電話：096-365-0811
＜支払基金熊本支部＞	電話：096-364-0105
＜国保中央会＞	電話：03-3581-6821
＜基金本部＞	電話：03-3591-7441

**■窓口一部負担金の徴収を免除・猶予することができます**  
**※免除・猶予については、窓口負担徴収なしで、10割を保険請求します**

災害救助法適用地域に住所を有する被災者について、次の通り患者窓口一部負担金の徴収が免除・猶予される取扱いについての厚労省事務連絡が示されました。この取扱いの期間は、平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護とされています。

なお、**入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む)については免除・猶予されません。**標準負担額の支払いを受ける必要があります。

一部負担金の徴収を猶予・免除した場合の医療機関における確認事項は次頁をご参照下さい。

**▲▽下表の1及び2のいずれにも該当する者が免除・猶予対象者となります。▽▲**

一部負担金の徴収が免除・猶予される期間： <b>平成28年7月末まで</b>	
1 対象者の範囲	<p><b>A</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県の全市町村に住所を有する市町村国保の被保険者及び後期高齢者医療被保険者</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「免除」</u>されます</p> <p><b>B</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する健康保険法、船員保険法の被保険者・被扶養者(地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む)、全国健康保険協会の被保険者・被扶養者、及び<b>別表1</b>の健康保険組合の被保険者・被扶養者</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」</u>されます</p> <p><b>C</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する<b>別表2</b>の国民健康保険組合の被保険者</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」</u>されます</p>
2 右のいずれかを申し立てた者	<p>○平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者である。</p> <p>① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨</p> <p>② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨</p> <p>③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨</p> <p>④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨</p> <p>⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨</p>

## I. 一部負担金の徴収を免除・猶予した場合の医療機関における確認等

- 1, 上記①～⑤の申し立てをした **A**、**B**、**C** いずれかの該当患者については、被保険者証等により、それぞれ住所が該当市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておく。
- 2, ただし、被保険者証等が提示できない場合には、以下の内容を診療録等に記録しておく。
  - ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
  - ② 国民健康保険法の被保険者又は後期高齢者医療被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)
- 3, なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知する。

## II. 一部負担金の支払いを免除・猶予した場合の診療報酬の請求

- 一部負担金等の支払いを免除・猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求する。
- なお、請求の具体的な手続きについては、「II. 診療報酬等の請求の取扱い」を参照して下さい。

### 別表1

#### ○九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地		健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)	12	巨樹の会	佐:(佐賀県)
2	安川電機	福:(福岡県)	13	佐世保重工業	長:(長崎県)
3	九州電力	福:(福岡県)	14	親和銀行	長:(長崎県)
4	福岡県農協	福:(福岡県)	15	肥後銀行	熊:(熊本県)
5	九電工	福:(福岡県)	16	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
6	高田工業所	福:(福岡県)	17	西部電気	熊:(熊本県)
7	ベスト電器	福:(福岡県)	18	平田機工	熊:(熊本県)
8	ロイヤル	福:(福岡県)	19	熊本銀行	熊:(熊本県)
9	山九	福:(福岡県)	20	旭化成	宮:(宮崎県)
10	小倉記念病院	福:(福岡県)	21	鹿児島県信用金庫	鹿:(鹿児島県)
11	佐賀銀行	佐:(佐賀県)			

#### ○九州以外の健康保険組合(アルファベット順・50音順)

	健保組合名	住所地		健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:(東京都)	177	聖隷	静:(静岡県)
2	CNCグループ	京:(京都府)	178	セキスイ	大:(大阪府)
3	DOWA	東:(東京都)	179	セディナ	愛:(愛知県)
4	FR	東:(東京都)	180	セブン&アイ・ホールディングス	東:(東京都)
5	GWA	東:(東京都)	181	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)
6	IHG・ANA ホテルズ	東:(東京都)	182	全国商品取引業	東:(東京都)
7	ITホールディングスグループ	富:(富山県)	183	全国労働金庫	東:(東京都)
8	JUKI	東:(東京都)	184	セントラル硝子	東:(東京都)
9	KDDI	東:(東京都)	185	全日本理美容	東:(東京都)
10	NIPPO	東:(東京都)	186	全農	東:(東京都)
11	NSD	東:(東京都)	187	全労済	東:(東京都)
12	SMBCコンシューマーファイナンス	東:(東京都)	188	総合警備保障	東:(東京都)
13	TDK	東:(東京都)	189	象印マホービン	大:(大阪府)
14	TSIホールディングス	東:(東京都)	190	創聖	東:(東京都)
15	UACJ	愛:(愛知県)	191	ソト一	愛:(愛知県)
16	USEN	東:(東京都)	192	第一生命	東:(東京都)

17	あいおいニッセイ同和	東:(東京都)	193	ダイエー	東:(東京都)
18	アイシン	愛:(愛知県)	194	大王製紙	媛:(愛媛県)
19	愛知銀行	愛:(愛知県)	195	ダイキン工業	大:(大阪府)
20	愛知県情報サービス産業	愛:(愛知県)	196	大建工業	大:(大阪府)
21	愛知県信用金庫	愛:(愛知県)	197	大正製薬	東:(東京都)
22	愛知県トラック事業	愛:(愛知県)	198	大真空	兵:(兵庫県)
23	アイフル	京:(京都府)	199	ダイセル	大:(大阪府)
24	あおみ建設	東:(東京都)	200	大日精化	東:(東京都)
25	青山商事	広:(広島県)	201	ダイハツ	大:(大阪府)
26	アクサ生命	東:(東京都)	202	ダイフク	大:(大阪府)
27	アサヒグループ	東:(東京都)	203	ダイヘン	大:(大阪府)
28	アステラス	東:(東京都)	204	第四銀行	新:(新潟県)
29	アプラス	東:(東京都)	205	大和証券グループ	東:(東京都)
30	アベックス	愛:(愛知県)	206	大和ハウス工業	大:(大阪府)
31	尼崎機械金属	兵:(兵庫県)	207	ダイワボウ	大:(大阪府)
32	アメリカンファミリー生命	東:(東京都)	208	高島屋	大:(大阪府)
33	あらた	東:(東京都)	209	宝グループ	京:(京都府)
34	アルバック	神:(神奈川県)	210	タカラスタンダード	大:(大阪府)
35	阿波銀行	徳:(徳島県)	211	タカラベルモント	大:(大阪府)
36	池田泉州銀行	大:(大阪府)	212	タクマ	兵:(兵庫県)
37	石川県自動車販売店	石:(石川県)	213	武田薬品	大:(大阪府)
38	イズミグループ	広:(広島県)	214	田辺三菱製薬	大:(大阪府)
39	イズミヤグループ	大:(大阪府)	215	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
40	市田	東:(東京都)	216	千葉県医業	千:(千葉県)
41	伊藤忠	大:(大阪府)	217	千葉県トラック	千:(千葉県)
42	イノアック	愛:(愛知県)	218	中外製薬	東:(東京都)
43	岩手銀行	岩:(岩手県)	219	中国銀行	岡:(岡山県)
44	印刷製本包装機械	東:(東京都)	220	中国新聞	広:(広島県)
45	ウシオ電機	神:(神奈川県)	221	中部鋼鉄	愛:(愛知県)
46	内田洋行	東:(東京都)	222	通信機器産業	東:(東京都)
47	宇部興産	山:(山口県)	223	月島機械	東:(東京都)
48	エア・ウォーター	北:(北海道)	224	椿本チエイン	京:(京都府)
49	エーザイ	東:(東京都)	225	帝人グループ	媛:(愛媛県)
50	エスアールエルグループ	東:(東京都)	226	帝石	東:(東京都)
51	エトワール海渡	東:(東京都)	227	電興	東:(東京都)
52	エヌ・ティ・ティ	東:(東京都)	228	電子回路	東:(東京都)
53	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェットロニクス	東:(東京都)	229	電線工業	大:(大阪府)
54	愛媛銀行	媛:(愛媛県)	230	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
55	エム・オー・エー	静:(静岡県)	231	東亜建設工業	東:(東京都)
56	エルナー	神:(神奈川県)	232	東亜道路	東:(東京都)
57	大阪織物商	大:(大阪府)	233	東京応化工業	神:(神奈川県)
58	大阪菓子	大:(大阪府)	234	東京紙商	東:(東京都)
59	大阪機械工具商	大:(大阪府)	235	東京化粧品	東:(東京都)
60	大阪既製服	大:(大阪府)	236	東京港運	東:(東京都)
61	大阪金属問屋	大:(大阪府)	237	東京自動車教習所	東:(東京都)
62	大阪自転車	大:(大阪府)	238	東京自動車サービス	東:(東京都)
63	大阪自動車整備	大:(大阪府)	239	東京女子医科大学	東:(東京都)
64	大阪食糧連合	大:(大阪府)	240	東京スター銀行	東:(東京都)
65	大阪ニット	大:(大阪府)	241	東京製本	東:(東京都)
66	大阪府管工事業	大:(大阪府)	242	東京電子機械工業	東:(東京都)
67	大阪婦人子供既製服	大:(大阪府)	243	東京都医業	東:(東京都)
68	大阪府石油	大:(大阪府)	244	東京都歯科	東:(東京都)
69	大阪府電設工業	大:(大阪府)	245	東京都土木建築	東:(東京都)
70	大阪線材製品	大:(大阪府)	246	東京都報道事業	東:(東京都)
71	大沢	東:(東京都)	247	東京不動産業	東:(東京都)
72	オオゼキ	東:(東京都)	248	東光高岳	東:(東京都)
73	大塚商会	東:(東京都)	249	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
74	大塚製薬	徳:(徳島県)	250	東糧	東:(東京都)
75	岡山県自動車販売	岡:(岡山県)	251	徳島銀行	徳:(徳島県)
76	沖縄銀行	沖:(沖縄県)	252	特種東海	静:(静岡県)
77	沖縄電力	沖:(沖縄県)	253	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
78	花王	東:(東京都)	254	ドットウェル	東:(東京都)
79	科研製薬	東:(東京都)	255	トッパングループ	東:(東京都)
80	カスミ	茨:(茨城県)	256	トピー	東:(東京都)
81	学研	東:(東京都)	257	トマト銀行	岡:(岡山県)
82	神奈川運輸業	神:(神奈川県)	258	豊田自動織機	愛:(愛知県)
83	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)	259	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
84	神奈川県管工事業	神:(神奈川県)	260	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
85	神奈川県機器	神:(神奈川県)	261	長野銀行	野:(長野県)

86	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)	262	長野県食品	野:(長野県)
87	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)	263	名古屋銀行	愛:(愛知県)
88	神奈川県電子電気機器	神:(神奈川県)	264	名古屋港湾	愛:(愛知県)
89	神奈川県電設	神:(神奈川県)	265	なとり	東:(東京都)
90	神奈川鉄鋼産業	神:(神奈川県)	266	南都銀行	奈:(奈良県)
91	カネカ	大:(大阪府)	267	西日本パッケージング	大:(大阪府)
92	カルビー	栃:(栃木県)	268	日工	兵:(兵庫県)
93	川崎重工業	兵:(兵庫県)	269	日新製鋼	東:(東京都)
94	関西ペイント	兵:(兵庫県)	270	日清製粉	東:(東京都)
95	関東ITソフトウェア	東:(東京都)	271	日新電機	京:(京都府)
96	関東いすゞ	群:(群馬県)	272	日生協	東:(東京都)
97	機缶	東:(東京都)	273	日本合成化学	大:(大阪府)
98	北関東しんきん	群:(群馬県)	274	日本事務器	東:(東京都)
99	キタムラ	高:(高知県)	275	日本発条	神:(神奈川県)
100	岐阜県プラスチック事業	岐:(岐阜県)	276	ニトリ	東:(東京都)
101	岐阜信用金庫	岐:(岐阜県)	277	日本金型工業	東:(東京都)
102	紀文	東:(東京都)	278	日本金属	東:(東京都)
103	京都自動車	京:(京都府)	279	日本原燃	青:(青森県)
104	京都信用金庫	京:(京都府)	280	日刊工業新聞社	東:(東京都)
105	京都中央信用金庫	京:(京都府)	281	日本航空	東:(東京都)
106	杏林	東:(東京都)	282	日本高周波鋼業	富:(富山県)
107	近畿しんきん	京:(京都府)	283	日本高速道路	東:(東京都)
108	近畿電子産業	大:(大阪府)	284	日本車輛	愛:(愛知県)
109	近畿日本鉄道	大:(大阪府)	285	日本情報機器	東:(東京都)
110	近畿日本ツーリスト	東:(東京都)	286	日本相撲協会	東:(東京都)
111	グーグル	東:(東京都)	287	日本製鋼所	東:(東京都)
112	クラシエ	大:(大阪府)	288	日本冶金工業	東:(東京都)
113	栗田	東:(東京都)	289	日本特殊陶業	愛:(愛知県)
114	来島どつく	媛:(愛媛県)	290	日本ビストンリング	玉:(埼玉県)
115	くろがね	大:(大阪府)	291	日本マクドナルド	東:(東京都)
116	群馬県自動車販売	群:(群馬県)	292	日本無線	東:(東京都)
117	慶應義塾	東:(東京都)	293	ニューオータニ	東:(東京都)
118	経済産業関係法人	東:(東京都)	294	農林中央金庫	東:(東京都)
119	京阪グループ	大:(大阪府)	295	ノバルティス	東:(東京都)
120	公庫関係	東:(東京都)	296	八十二銀行	野:(長野県)
121	甲信越しんきん	野:(長野県)	297	パレット	東:(東京都)
122	合同製鐵	大:(大阪府)	298	阪急阪神	大:(大阪府)
123	神戸貿易	兵:(兵庫県)	299	ひかり	東:(東京都)
124	興和	愛:(愛知県)	300	日立工機	茨:(茨城県)
125	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)	301	百五銀行	三:(三重県)
126	コクヨ	大:(大阪府)	302	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
127	小島	愛:(愛知県)	303	兵庫自動車販売店	兵:(兵庫県)
128	国会議員秘書	東:(東京都)	304	広島ガス電鉄	広:(広島県)
129	コムシスホールディングス	東:(東京都)	305	福井県機械工業	井:(福井県)
130	コロナ	新:(新潟県)	306	福井県自動車販売整備	井:(福井県)
131	さいしん	玉:(埼玉県)	307	富国生命	東:(東京都)
132	埼玉県建設業	玉:(埼玉県)	308	不二越	富:(富山県)
133	酒フーズ	東:(東京都)	309	不二サッシ	神:(神奈川県)
134	佐藤工業	東:(東京都)	310	富士車輛	滋:(滋賀県)
135	サニーピア	兵:(兵庫県)	311	双葉電子	千:(千葉県)
136	三機工業	東:(東京都)	312	フューチャーグループ	東:(東京都)
137	産業機械	東:(東京都)	313	ブラザー	愛:(愛知県)
138	サントリー	大:(大阪府)	314	ブラチナ万年筆	東:(東京都)
139	三陽商会	東:(東京都)	315	フランスベッドグループ	東:(東京都)
140	シーイーシー	東:(東京都)	316	古野電気	兵:(兵庫県)
141	ジェーシービー	東:(東京都)	317	ベイスシアグループ	群:(群馬県)
142	滋賀銀行	滋:(滋賀県)	318	平和堂	滋:(滋賀県)
143	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)	319	報徳同栄	静:(静岡県)
144	滋賀県農協	滋:(滋賀県)	320	北陸情報産業	石:(石川県)
145	静岡県金属工業	静:(静岡県)	321	北陸地区信用金庫	石:(石川県)
146	静岡県西部機械工業	静:(静岡県)	322	北海道医療	北:(北海道)
147	静岡県石油	静:(静岡県)	323	北海道銀行	北:(北海道)
148	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)	324	北海道コンピュータ関連産業	北:(北海道)
149	静岡県東部機械工業	静:(静岡県)	325	北海道新聞社	北:(北海道)
150	静岡県トラック運送	静:(静岡県)	326	堀場製作所	京:(京都府)
151	静岡県農業団体	静:(静岡県)	327	ホンダ	東:(東京都)
152	静岡中央銀行	静:(静岡県)	328	マキタ	愛:(愛知県)
153	資生堂	東:(東京都)	329	マスマチュアル生命	東:(東京都)
154	七十七銀行	城:(宮城県)	330	丸八真綿	神:(神奈川県)

155	シティグループ	東:(東京都)	331	マルハン	東:(東京都)
156	品川リフラクトリーズ	岡:(岡山県)	332	丸紅	東:(東京都)
157	シバタ工業	兵:(兵庫県)	333	丸紅連合	大:(大阪府)
158	澁澤	東:(東京都)	334	三重県自動車販売	三:(三重県)
159	シャープ	大:(大阪府)	335	巴川製紙所	静:(静岡県)
160	社会保険支払基金	東:(東京都)	336	ミサワホーム	東:(東京都)
161	商船三井	東:(東京都)	337	みずほ	東:(東京都)
162	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)	338	みちのく銀行	青:(青森県)
163	神栄	兵:(兵庫県)	339	三井住友銀行	東:(東京都)
164	しんくみ東海北陸	愛:(愛知県)	340	ミツウロコ	東:(東京都)
165	神鋼商事	大:(大阪府)	341	ミツバ	群:(群馬県)
166	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)	342	三菱UFJ証券グループ	東:(東京都)
167	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)	343	三菱化学	東:(東京都)
168	スズキ	静:(静岡県)	344	三菱地所	東:(東京都)
169	住友大阪セメント	東:(東京都)	345	三菱商事	東:(東京都)
170	住友共同電力	媛:(愛媛県)	346	三菱伸銅	島:(福島県)
171	住友重機械	東:(東京都)	347	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
172	住友生命	大:(大阪府)	348	三菱東京UFJ銀行	東:(東京都)
173	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)	349	三ツ星ベルト	兵:(兵庫県)
174	セイコーインスツル	千:(千葉県)	350	ミドリ安全	東:(東京都)
175	製紙工業	静:(静岡県)	351	三保造船	静:(静岡県)
176	西武	玉:(埼玉県)			

## 別表2

1	熊本県医師国民健康保険組合
2	熊本県歯科医師国民健康保険組合
3	建設連合国民健康保険組合

## II. 診療報酬等の請求の取扱い

### 1. 被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- (1) 医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- (2) 保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。  
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合は明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載する。
- (3) 保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名（患者に確認できた場合は、連絡先も）」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。
- (4) 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載する。

※ただし、国保連により取扱いが異なる場合があるため、可能な限り確認して下さい。

### 2. 一部負担金の減額、免除、徴収猶予の措置を受けた患者の取扱い

- (1) 一部負担金の減免、徴収猶予の措置を講じられた患者については、当該措置の対象となる明細書と対象とならない明細書を別にして請求する。
- (2) 減免、徴収猶予の措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で「災1」と記載するとともに、同一の患者について、措置の対象となる明細書と対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出する。
- (3) ただし、同一の患者について、措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で「災2」と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。
- (4) 減免、徴収猶予の措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載する。

#### ＜参考＞明細書の減額割合等の記載について

○入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項

- (1) 健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

- (2) 後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づき広域



連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」の単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

### 3. 公費負担医療の受給者である場合の請求の取扱い

#### (全制度共通)

公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載し、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はない。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合は、摘要欄の先頭に「不詳」と記録する。

#### (各制度の取扱い)

##### 1. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- (1) 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第10条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第18条関係）であったかを特定する。
- (2) (1)により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求する。
- (3) どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する。

##### 2. 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号 082-513-3109）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局被爆者支援課に請求する。

##### 3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求する。

##### 4. 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）を

付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

## 5. 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求する。

## 6. 肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「38」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

## 7. 児童福祉法

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(児童福祉法による療育の給付「17」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求する。

## 8. 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(母子保健法による養育医療「23」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

## 9. 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認し、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(生活保護法による医療扶助「12」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

## 10. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認し、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」)を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

## 11. 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

## 12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第22項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

※1 明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合には、以下の点を参考にする。

① 公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録する。

また、受給者番号が確認できない場合は、「9999999（7桁）」を記録する。

② 公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合には、「9999999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。

#### 4. 水俣病総合対策費補助金交付要綱、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療の請求の取扱い

<p><b>1. 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合の明細書の記入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公費負担者番号（別表参照）を付す</li> <li>・氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する</li> <li>・受給者番号が確認できた場合には記載する（この場合は住所の記載はいりません）</li> </ul>
<p><b>2. 石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合の明細書の記入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公費負担者番号（認定疾病に係る医療「66141011」）を付す</li> <li>・氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する</li> <li>・受給者番号が確認できた場合には記載する（この場合は住所の記載はいりません）</li> </ul>

#### (別表)水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく公費負担者番号

			熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療	51433019	51463016	51153013	
		介護	88433016	88463013	88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療	51433019	51463016	51153013	
		介護	88433016	88463013	88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療	51433027	51463024	51153021	
		介護	88433024	88463021	88153028	
申請者医療事業		医療	51433035	51463032	51153039	51153047
		介護	88433032	88463039	88153036	88153044
メチル水銀健康影響調査研究事業		医療	51433043			
		介護	88433040			

#### 5. 電子レセプトの記録に係る留意事項

##### (1) 保険者を特定できた場合

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- ①被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- ②被保険者証の「記号」は記録しない。
- ③「番号」は「99999999（9桁）」を記録する。
- ④「摘要」欄の先頭に「不詳」を記録する。
- ⑤保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

##### (2) 保険者を特定できない場合

- ①「保険者番号」は「99999999（8桁）」を記録する。
- ②被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- ③被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記（1）と同様、「記号」は記録しない、「番号」は「99999999（9桁）」を記録する、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

※システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求する。

## Ⅲ. 保険診療関係及び診療報酬の取扱いについて（及びQ&A）

（平成28年4月18日厚労省保険局医療課・老健局老人保健課連名 事務連絡）

### 1. 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えない。

### 2. 保険調剤の取扱い

（1）略

（2）患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方せんが発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医（主治医と連絡が取れない場合には他の医師）との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。

（3）略

### 3. 定数超過入院について

（1）保険医療機関が、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の取扱いに係り、「災害等やむを得ない事情」の場合は、当該入院した月に限り減額の対象としないとされている。

今般、被災地における保険医療機関の状況等を踏まえ、平成28年熊本地震による被災者を受け入れたことにより超過入院となった保険医療機関にあつては、この規定にかかわらず、当面の間、減額措置は適用しない。

（2）（1）の場合においては、DPC対象の保険医療機関が医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の取扱いによらず、当面の間、従前の通り診断群分類点数表に基づく算定を行う。

#### 4. 施設基準の取扱いについて

- (1) 今般の平成 28 年熊本地震に伴い、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、当面、月平均夜勤時間数については、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよい。
- (2) また、平成 28 年熊本地震に伴い、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等した保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、当面、1 割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよい。
- (3) 上記と同様の場合、DPC 対象病院について、「DPC 対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよい。
- (4) (1) から (3) の届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておく。
- (5) 被災地域以外の保険医療機関についても、(1) から (4) までを適用する。

#### 5. 診療報酬の請求等の取扱いについて

カルテ及びレセプトコンピュータの全部又は一部が汚損又は滅失し、診療報酬を請求できない場合の概算請求及び保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法等については、追って連絡する予定である。

#### 6. 訪問看護の取扱いについて

- (1) 訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という）については、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保発 0304 第 12 号。以下「訪問看護療養費の算定方法の留意事項通知」という。）において、訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6 か月を限度とする）に行った指定訪問看護（以下「訪問看護」という）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、当該有効期間を超えた場合であっても基本療養費を算定できる。
  - ① 平成 28 年 4 月 14 日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。
  - ② 医療機関等が平成 28 年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成 28 年 4 月 15 日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。
  - ③ 訪問看護ステーションの看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。なお、患者が主治医と連絡が取れる目途がない場合には、速やかに新たな主治医のもとで適切な治療を続けられるような環境整備を行うよう配慮すること。
- (2) 訪問看護管理療養費（以下「管理療養費」という。）については、訪問看護療養費の算定方法の留意事項通知において利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書（以下「計画書等」という。）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、保険医療機関等が平成 28 年熊

本地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができる。

- (3) 健康保険法上、居宅において訪問看護を行った場合に、訪問看護療養費を算定する取扱いとされているところ。被保険者が平成 28 年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に所在していた場合であって、被災のため避難所や避難先の家庭等で生活している場合においても、訪問看護を行った場合にはこれを算定出来る。
- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておく。
- (5) なお、介護保険法に基づく訪問看護についても、上記と同等の取扱いとする。

## ▲▽保険診療関係及び診療報酬の取扱いに関するQ&A▲▽

<質問>	<回答>
<b>(平成 28 年 4 月 16 日厚生労働省保険局医療課の事務連絡 QA)</b>	
1. 被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院を受け入れたため、病室に所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合、入院基本料の減額措置の対象となるのか。	1. 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」(平成 18 年・保医発第 0323003 号)に基づき、1 か月の平均入院患者数が病床数の 100 分の 105 までは所定の入院料を算定できるほか、これを超えた場合でも、災害等やむを得ない事情の場合には、入院した月について、当該減額規定は適用しない。なお、このほかの措置は、受け入れた入院医療機関の今後の状況により、必要に応じ検討する。
2. 超過して受け入れた患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できるか。	2. 患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できない。ただし、当該患者に対して行う処置等に係る診療報酬については、算定要件を満たせば算定できる。
<b>(平成 28 年 4 月 18 日厚生労働省保険局医療課、老健局老人保健課連名の事務連絡 QA)</b>	
<b>I. 被災地(災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。)</b>	
1. 日本赤十字社の救護班、DMAT (災害派遣医療チーム) や JMAT (日本医師会による災害医療チーム) などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取することは可能か。	1. 都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、 ① 薬剤、治療材料等の実費 ② 救助のための輸送費や日当・旅費等の実費 などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療としての一部負担金を患者に求めることはできない。
2. 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。	2. 保険診療として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい)
3. 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。	3. 保険診療として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。)
4. 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方せんによる調剤は、どのような取扱いになるか。	4. 保険調剤として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。)
5. 保険診療による処方せんとはどのように区別したらよいか。	5. 災害により避難所や救護所等において発行された処方せんについては、当該処方せんに「災」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方せんの交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。



<p>6. 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料（歯科診療にあつては、歯科訪問診療料）は算定できるか。</p>	<p>6. 算定できる。          なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料（歯科訪問診療料）は算定できない。</p>
<p>7. 6において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。</p>	<p>7. いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。          なお、医科の場合にあつては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。          また、歯科の場合にあつては、同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療1（1人のみの場合）、歯科訪問診療2（2人以上9人以下の場合）又は歯科訪問診療3（10人以上の場合）のいずれかにより算定する。</p>
<p>8. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料は「単一建物居住患者の人数」により区分がなされているが、被災前から、当該管理料（平成28年3月以前の特設施設入居時医学総合管理料を含む）の対象となる医学管理を行っている患者が避難所に避難し、当該患者に当該医学管理を継続して行う場合、当該管理料をどのように算定することができるか。</p>	<p>8. 当面、避難所においても、被災前の居住場所に応じた区分に従って、当該管理料を算定することができる。但し、避難場所が分散し、被災前の居住場所と比べ、「単一建物居住患者の人数」が減少した場合には、減少後の人数に基づいて算定できる。</p>
<p>9. 避難所等に居住する患者であつて、定期的に外来における診療を受けている者からの求めに応じて、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に往診を行った場合、往診料は算定できるか。</p>	<p>9. 患者が避難所等にある程度継続して居住している場合には、避難所に居住している患者であつて、定期的に外来による診療を受けている者からの求めがあり、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に赴き診療を行った場合には、往診料を算定できる。ただし、2人目以降については、往診料は算定できず、再診料の算定となる。（通常の往診料と同じ取扱い）</p>
<p>10. 被災地の保険医療機関が、災害等やむを得ない事情により、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合などは、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。</p>	<p>10. 当面の間、以下の取扱いとする。  <b>&lt;原則&gt;</b>          実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。  <b>&lt;会議室等病棟以外に入院の場合&gt;</b>          速やかに入院すべき病棟へ入院させることを原則とするが、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が入院すべき病棟の入院基本料を算定する。          この場合、当該患者の状態に応じてどのような診療や看護が行われているか確認できるよう、具体的に診療録、看護記録等に記録する。          なお、単なる避難所としての利用の場合は算定できない（災害救助法の適用となる医療については、区市町に費用を請求する。なお、当該費用の請求方</p>

	<p>法については、県市町村に確認されたい。)</p> <p>&lt;医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院基本料を算定する病棟の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定。）。</li> <li>ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定に係らず、入院基本料を算定する。</li> </ul> </li> <li>○ 特定入院料を算定する病棟の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は15対1の看護配置を求めていることから、15対1一般病棟入院基本料を算定。）。</li> </ul> </li> </ul>
<p>11. 被災地の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、平均在院日数はどのように算定するのか。また、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合、特別入院基本料を算定するのか。</p>	<p>11. 医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合を含め、当該他の医療機関から転院させた患者を含めて平均在院日数を算定する。ただし、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合であっても、当面の間、従前の入院基本料を算定できるものとし、特別入院基本料の算定は行わないものとする。</p>
<p>12. 被災地の保険医療機関において災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。</p>	<p>12. 被災地の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。</p>
<p>13. 被災地の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に入院の日はどのように取り扱うのか。</p>	<p>13. 当面の間、他の保険医療機関が当該保険医療機関と特別の関係にあるか否かにかかわらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。</p>
<p>14. 被災地の保険医療機関において、通常外来診察を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料（歯科診療にあつては、歯科訪問診療料）は算定できるか。</p>	<p>14. 居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料（歯科訪問診療料）を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料（歯科訪問診療料）の算定はできない。（通常の訪問診療料等の規定のとおり）</p>
<p>15. 6、7及び14に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。</p>	<p>15. 医師の指示に基づき実施した場合は算定できる。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。</p> <p>なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して同一日に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う場合は「同一建物居住者の場合」の取扱いとするが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、「同一建物居住者の場合」</p>

	を算定する。
16. 被災地以外の都道府県で登録した保険医が、被災地の保険医療機関で診療を行った場合、保険請求可能か。	16. 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する被災地の保険医療機関から診療報酬の請求が行われることになる。
17. 被災地の保険薬局において、現地での医薬品の供給不足により、調剤に必要な医薬品の在庫が逼迫している場合等やむを得ない場合には、分割調剤により対応することは可能か。この場合、保険薬局の判断で分割調剤を行うことは可能か。	17. 被災地での医薬品の流通状況等に応じて、分割指示のない処方せんであっても、処方医へ迅速に疑義照会を行うことが難しい場合には、保険薬局の判断で分割調剤を行い、事後に報告することは差し支えない。
18. 被災地の保険医療機関において透析設備が、今般の震災により使用不可能となっている場合に、震災以前から当該保険医療機関に入院し当該保険医療機関において透析を行っている患者が、真にやむを得ない事情により、透析を目的として他医療機関を受診した場合に、入院基本料、特定入院料はどのように取り扱うのか。	18. 当面の間、被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院を受け入れた場合であって、真にやむを得ない事情があった場合に限り、透析を目的として他医療機関受診を行った日については、入院基本料及び特定入院料の控除は行わないこととする。
19. 新たに有床義歯を製作する場合については、遠隔地への転居のため通院が不能になった場合、急性歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合等の特別な場合を除いて原則として前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から起算して6カ月以降とする取扱いであるが、今般の平成28年熊本地震による被災に伴い有床義歯を滅失又は破損した場合も該当するのか。	19. 該当する。なお、この場合において、有床義歯を再製作するに当たっては、診療録及び診療報酬明細書「摘要」欄に平成28年熊本地震による被災に伴う6カ月未満の有床義歯の再製作である旨を記載すること。
20. 平成28年熊本地震に伴い、被災地の保険医療機関において、「DPC導入の影響評価に係る調査」への適切な参加及び「データ提出加算」に係るデータ提出が困難な場合には、どのように対応すればよいか。	20. 1～3月診療分のDPC事務局へのデータの提出期限は4月22日となっているが、当該提出期限については、当分の間、延長することとする。なお、提出期限日は追って連絡する予定である。

## II. 被災地以外

21. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から、医療法上の許可病床数を超過して転院の受け入れを行った場合などに、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。	<p>21. 当面の間、以下の取扱いとする。</p> <p><b>&lt;原則&gt;</b>  実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。</p> <p><b>&lt;医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院基本料を算定する病棟の場合  入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定）。  ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定に係らず、入院基本料を算定する。</li> <li>○ 特定入院料を算定する病棟の場合  医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は15対1の看護配置を求め</li> </ul>
---	--

	ていることから、15 対 1 一般病棟入院基本料を算定)。
22. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から医療法上の許可病床数を超過して転院の受け入れを行った場合に、平均在院日数はどのように算定するのか。	22. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から地震の発生日以降に医療法上の許可病床数を超過するなどして転院の受け入れを行った場合、当面の間、当該患者を除いて平均在院日数を算定する。
23. 被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。	23. 被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。
24. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に入院の日はどのように取り扱うのか。	24. 当面の間、被災地の保険医療機関が当該被災地以外の保険医療機関と特別の関係にあるか否かにかかわらず、当該被災地以外の保険医療機関に入院した日を入院の日とする。
25. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の介護施設、避難所等から入所者等の受入を行った場合、入院基本料、特定入院料等は算定できるか。	25. 医学的判断に基づき入院が必要と判断された場合には算定できる。なお、単なる避難所としての利用の場合は算定できない（災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。）
26. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院の受け入れを行った場合に、当該受け入れを行った被災地以外の保険医療機関の透析設備の不足等真にやむを得ない事情により、当該患者が透析を目的として他医療機関を受診した場合に、入院基本料、特定入院料はどのように取り扱うのか。	26. 患者に必要な医療を提供可能な保険医療機関に転院することを原則とする。 ただし、被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院を受け入れた場合であって、真にやむを得ない事情があった場合に限り、当面の間、透析を目的として他医療機関受診を行った日については、入院基本料及び特定入院料の控除は行わないこととする。
27. 平成 28 年熊本地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関、又は、被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「DPC 導入の影響評価に係る調査」への適切な参加及び「データ提出加算」に係るデータ提出が困難な場合には、どのように対応すればよいか。	27. 1～3月診療分の DPC 事務局へのデータの提出期限は 4 月 2 日となっているが、こうした保険医療機関に限り、当該提出期限については、当分の間、延長することとする。なお、提出期限日は追って連絡する予定である。

通知等については保団連ホームページの「平成 28 年熊本地震特集」に掲載していますのでご参照をお願い致します (<http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/>)。

以上